

ID: 140

担当部署: 農政課

処分の概要	使用料の返還承認		
例規名 根拠条項	柴田町農村環境改善センター条例 第9条ただし書		
例規番号	昭和58年条例第8号		
<p>【基準】</p> <p>第9条及び柴田町農村環境改善センター規則第5条の規定による。 (使用料の返還)</p> <p>第9条 既に納入された使用料は返還しない。ただし、町長が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(使用料の返還)</p> <p>第5条 条例第9条ただし書の規定により使用料を返還する場合は、次の各号に掲げる場合とし、返還する額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 使用者が自己の責めによらない理由で使用できなかった場合 全額 (2) 使用者が使用前7日までに使用の取消しを申し出た場合 5割</p> <p>2 前項の規定に基づき使用料の還付を受けようとする者は、柴田町農村環境改善センター使用料還付申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日